

鳥取県告示第163号

鳥取県立とっとり花回廊の設置及び管理に関する条例（平成10年鳥取県条例第21号）第10条第2項の規定に基づき、鳥取県立とっとり花回廊の利用料金を次のとおり承認したので、同条第3項の規定により告示し、平成23年4月1日から施行する。

平成18年鳥取県告示第253号（鳥取県立とっとり花回廊の利用料金について）は、平成23年3月31日限り廃止する。

平成23年3月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 利用料金

| 区分 | | 単位 | 金額 |
|---|--|-----------------|----------------|
| ア 4月1日から 11月30日まで | 個人 | 児童又は中学校の生徒 | 1人1回につき 500円 |
| | | 高等学校の生徒、学生又は一般人 | 1人1回につき 1,000円 |
| | 団体（学校行事で 利用するものを除 き、10人以上20人 未満のものに限 る。） | 児童又は中学校の生徒 | 1人1回につき 450円 |
| | | 高等学校の生徒、学生又は一般人 | 1人1回につき 900円 |
| | 団体（学校行事で 利用するものを除 き、20人以上のも のに限る。） | 児童又は中学校の生徒 | 1人1回につき 400円 |
| | | 高等学校の生徒、学生又は一般人 | 1人1回につき 800円 |
| | 学校行事 | 児童又は中学校の生徒 | 1人1回につき 250円 |
| | | 高等学校の生徒 | 1人1回につき 500円 |
| イ 12月1日から 翌年3月31日 まで | 個人 | 児童又は中学校の生徒 | 1人1回につき 350円 |
| | | 高等学校の生徒、学生又は一般人 | 1人1回につき 700円 |
| | 団体（学校行事で 利用するものを除 き、10人以上20人 未満のものに限 る。） | 児童又は中学校の生徒 | 1人1回につき 310円 |
| | | 高等学校の生徒、学生又は一般人 | 1人1回につき 630円 |
| | 団体（学校行事で 利用するものを除 き、20人以上のも のに限る。） | 児童又は中学校の生徒 | 1人1回につき 280円 |
| | | 高等学校の生徒、学生又は一般人 | 1人1回につき 560円 |
| | 学校行事 | 児童又は中学校の生徒 | 1人1回につき 170円 |
| | | 高等学校の生徒 | 1人1回につき 350円 |
| ウ 午後5時過 ぎまで開園して いる場合におい て午後5時以 降に入園する場 合 | 個人 | 児童又は中学校の生徒 | 1人1回につき 350円 |
| | | 高等学校の生徒、学生又は一般人 | 1人1回につき 700円 |
| | 団体（学校行事で 利用するものを除 き、10人以上20人 未満のものに限 る。） | 児童又は中学校の生徒 | 1人1回につき 310円 |
| | | 高等学校の生徒、学生又は一般人 | 1人1回につき 630円 |

| | | | |
|---|-----------------|---------|------|
| 団体（学校行事で 利用するものを除 き、20人以上のも のに限る。） | 児童又は中学校の生徒 | 1人1回につき | 280円 |
| | 高等学校の生徒、学生又は一般人 | 1人1回につき | 560円 |
| 学校行事 | 児童又は中学校の生徒 | 1人1回につき | 170円 |
| | 高等学校の生徒 | 1人1回につき | 350円 |

2 承認年月日

平成23年3月17日